

各県立学校長 殿

沖縄県教育委員会
教育長 平敷 昭人
(公印省略)

冬季休業中における生徒の安全確保について（通知）

時下、貴職におかれましては、益々、御清栄のこととお喜び申し上げます。
さて、みだしのことについて、生徒並びに保護者等へ下記のとおり注意喚起を徹底していただきま
すようお願いいたします。

記

1 交通安全について

(1) 交通規則の周知徹底について

- ① 交通ルールを守る。(信号無視をしない、させない指導、横断歩道を渡る)
- ② 交通事故に巻き込まれないように、道路を横断する際の左右の安全確認を確実に行う。
- ③ 冬季休業中の部活動や生徒会活動等への登下校時の交通安全指導を行う。

(2) 自転車及び車輛の乗り方について

- ① 自転車に乗車する生徒へのヘルメット着用努力義務の推進を図る。
- ② 交通規則に従った安全な自転車の運転指導を行う。
- ③ 乗車する自転車及び車輛の安全点検（ブレーキ、ライト、車輪、ハンドル等）を行う。

(3) 登下校に車両使用を許可している学校は安全運転指導の徹底を図る。また、免許取得を認め、 下校後の使用を認めている学校は、車輛使用について指導の強化を図る。

2 水難事故防止について

- (1) 水に関するレジャーや釣り等を行う際は、親や保護者に連絡し一人では行動しない。
- (2) 立ち入り禁止区域や危険な場所へは行かない。

3 自然災害等について

- (1) 災害発生時には、自分自身の判断で身を守ったり迅速に避難できるよう指導の徹底を図る。
- (2) 津波警報発表時には、直ちに海岸から離れ、急いで高台など安全な場所へ避難する。
- (3) 竜巻が発生した際、屋外では、頑丈な建物に避難する。屋内では、窓や雨戸を閉め、地下や窓のない部屋に移動し、ドアから離れる。海上では、直ちに陸に上がり避難する。

4 不審者対策について

- (1) 外出の際には、どこへ、誰と、帰宅時刻を確認するよう保護者へ徹底し協力を図る。
- (2) 未成年者だけで遠出をしない。(ペンション等への宿泊など)
- (3) 「危機管理マニュアル（平成25年度版）」に記載されている、「いかのおすし」や「児童生徒等の安全5項目」等を活用し、不審者関連の事件・事故防止に努める。「いかのおすし」を徹底する。

5 保護者等への啓発について

- (1) 交通事故等に関しては、休日や連休、夜間及び飲酒運転等において発生している状況である。
そのことを踏まえ各家庭において、交通ルールの遵守、車輛の安全な乗り方、未来へ向けた命の大切さ等について話し合うようメールや文書等で周知する。
- (2) 保護者会やPTA会議及び関係会議、部活動集会等においても周知する。

6 その他

各学校の実情に応じ、必要な注意事項を付け加えて周知を行う。